

KSC wellness 金町スイミングクラブ ジュニアスクール  
KSC wellness キッズスクール

会 則

第1条 (適用)

本会則は、KSC wellness 金町スイミングクラブ ジュニアスクール、KSC wellness キッズスクール(以下総称して「スクール」という)の会員、また入会しようとする方に適用します。

第2条 (運営)

スクールの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・スクール諸費用、会則の制定・改廃等の決定を含む)は菱紙株式会社(以下「会社」という)が行います。

第3条 (目的)

スクールは、レッスン等を通してスポーツに対する理解と関心を深め、併せて健全な身体と豊かな人間性の育成を図ることを目的とします。

第4条 (入会資格)

スクールの入会資格は、第3条に記載の目的に賛同し、本会則を遵守することに同意された方とします。また、次の各号に該当する場合は入会することができません。

- ① 健康状態に関して、医師から運動を禁止されている方。
- ② 感染症および感染性のある皮膚病の方。
- ③ 刺青(タトゥーを含む)をしている方。
- ④ 保護者もしくは本人が暴力団関係者、反社会的勢力関係者、薬物依存症者。
- ⑤ スクール会員として、またその保護者として社会的信用が無いと会社が判断した方。

第5条 (会員の種類)

- ① スクール会員の種類は、別紙に示す通りとします。
- ② 会社は、必要に応じて会員の種類を新設あるいは廃止することができるものとします。

第6条 (入会手続)

- ① スクールに入会する方は、会社所定の「入会申込書」「健康申告書」及び「会則同意書」を提出しなければなりません。又、必要により医師の「健康証明書」の提出を求めることがあります。
- ② スクールに入会する方は、①の項の入会手続を行い、会社の承認を得た上、第11条に基づいて会費等をお支払いいただきます。

第7条 (除名)

会社は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、除名することができます。

- ① 会社の定める会費・諸費用を滞納したとき。  
(その際、滞納された会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- ② 会社の施設を毀損したとき。
- ③ 施設内で他の会員に対し迷惑行為に及んだとき。
- ④ 本会則、その他会社が定める規則に違反したとき。
- ⑤ 会社およびスクールの名誉、信用を毀損し、又は秩序を乱したとき。
- ⑥ 入会書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ⑦ 会員として品位を損なうと認められる言動・行動があったとき。

- ⑧ 伝染病等、他人に伝染・感染する恐れのある疾病に罹患したとき。
- ⑨ 入会后、第4条のいずれかに該当したとき。
- ⑩ その他、会社が社会通念上、スクール会員としてふさわしくないと認めたとき。

第8条 (会員資格の喪失)

会員は、退会、除名、死亡および失踪宣告をうけたとき、その資格を失います。資格を喪失した場合には、第10条に規定する会員証、及びその他スクールから貸与されている物品を、速やかに返還しなければなりません。

第9条 (会員資格の譲渡禁止等)

会員資格は他に譲渡(相続を含みます)あるいは貸与できません。

第10条 (会員証)

会社は、会員に対して会員証を交付します。尚、会員証の提示がなければ会員はスクールを利用することはできません。

第11条 (会費等の支払)

会員は、会社の定める会費、年会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限、支払方法等は会社が定めるものとします。尚、一旦納入した会費等は返還しません。(会費は、会員がスクールの会員資格を有する限り、現実にスクールに出席しない場合でも支払義務が発生します。ただし、休会届が受理された場合は除きます。)

第12条 (施設利用料)

会員は、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

第13条 (休会)

- ① 会員は、各月のスクール最終営業日までに会社所定の「休会届」を提出することにより、翌月を休会することができます。
- ② 1回の届出による休会期間は1ヶ月までとし、月当たりの休会費は会社の定める金額とします。

第14条 (退会)

会員は、各月のスクール最終営業日までに会社所定の「退会届」を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受付いたしません。期日を過ぎた場合は、事務手続き上、翌月末付けの退会となります。尚、会社が「退会届」を受理しない限り、会費支払義務は発生するものとします。

第15条 (会員種類の変更)

会員は、各月のスクール最終営業日までに、会社所定の「変更届」を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。

第16条 (会社の免責)

施設内で発生した盗難・傷害その他事故については、会社は一切の責任を負わないものとし、会員が施設利用中、会員の責任に帰すべき人的・物的事故により会員が受けた損害に対しても、会社は一切の責任を負いません。

第17条 (会員の損害賠償責任)

会員は、施設利用中、自己の責任に帰すべき事由により、会社又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

第18条 (施設の閉鎖、利用制限)

会社は、次の場合施設の全部または一部を閉鎖、もしくは利用を制限することができます。

- ① 事故、天災等、開場が適切でない場合。
- ② 施設の修理又は改装。
- ③ 定休日及び季節休館日。
- ④ 特別行事を開催する場合。
- ⑤ その他会社が運営管理上必要と認めた場合。

第19条 (診断書の提出)

持病がある場合、その内容によっては主治医の診断書提出を要請する場合があります。

第20条 (救急車搬送)

施設内での発病等で会社従業員の判断で救急車を要請することがあります。

第21条 (会則の改定)

本会則に定めなき事項及び業務上必要な規則は会社が随時、別に定めるものとします。  
尚、本会則の改定は会社が行うものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第22条 (附則)

本会則は、2019年4月1日より効力を発します。

菱紙株式会社

本 社 東京都墨田区両国二丁目10番14号

中川営業所

KSC wellness 東京都葛飾区東金町一丁目1番1号